

健康企業宣言®チェックシート STEP2

現在の職場の状態をチェックしてみましょう！御社の「健康企業宣言」で取り組むメニューの参考資料としてもご活用ください。

質問を読んで、（できている・概ねできている・できていない） いずれかに〇印をご記入ください。

取組分野	質問	できている	概ねできている	できっていない	アドバイス	相談窓口／健康保険組合のサポート
健診・重症化予防	① 健診対象者（家族を除く）受診率	点5	点3	点0	従業員全員が受診できるように声掛けして受診を促しましょう。	○当組合が実施している総合健診を受けることができます。 ○当組合の健診を受けた方（総合健診利用書の事業主提供欄に同意がある方）で、事業主から依頼があった場合に健診結果を事業主に提供しています。
	② 健診の有所見率の改善	5	3	0	過去の結果との比較をするなど結果を正しく把握し、必要な対応が取れるよう、健康教育を行いましょう。 また、従業員が健康相談を受けられる相談窓口を設けましょう。	○当組合では、毎年「貴事業所の健診と医療費の状況」を作成し、被保険者数30名以上の事業所の事業主と健康管理担当の方へ送付し、健診受診率や有所見の状況についてお知らせしています。（30名未満の事業所は個別対応） また、未受診者対策として、通知や訪問による受診勧奨を行っています。
	③ 特定保健指導の実施率	5	3	0	特定保健指導の該当者が業務時間中に特定保健指導を受けられるよう、職場での体制を整えてください。	○当組合のホームページよりオリジナル保健指導DVDをご覧いただけます。 また、健康情報に関するコンテンツを掲載しています。 ○事業所訪問保健指導は、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士が直接事業所へ出向き、集団保健指導や個別相談を行っています。 ○健康開発センターにて保健師等による健康相談を行っています。（リモート対応可） ○健保連東京連合会では、毎週水曜日に健康相談（相談料無料）を行っています。（電話相談・来所）
	④ 家族（40歳以上の被扶養者）の特定健診受診率 ※該当者がいない事業所 該当項目は取組対象外	10	5	0	家族（被扶養者）が健康を損なうと、従業員自身の健康面にも波及し、仕事にも影響してしまいます。	○当組合加入の40歳以上の被扶養者は、特定健診をご利用いただけます。 ○当組合では、通院、補助金、集合及び巡回形式による特定健診や家族健診を実施しています。 ○毎年1回送付している「貴事業所の健診と医療費の状況」に被扶養者の健診状況をお知らせしています。
健康管理の・取組安全衛生	⑤ 治療中の従業員に対する支援体制	10	5	0	治療の継続は負担がかかるもの。自己判断で治療を中断し重症化してしまうケースや、受診せず悪化するケースがあります。 疾病を有する従業員が治療しながら仕事を続けられるよう、体制を整えていますか？ 時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度の導入などの仕組みづくりを進めましょう。	○健診の結果、要治療と判断された未受診者の従業員、また、糖尿病・慢性腎臓病（CKD）重症化予防のため、未受診者の従業員に対して受診勧奨を実施しています。 ○産業保健総合支援センターなど外部サービス機関の情報提供を受けることができます。
メンタルヘルス対策	⑥ メンタルヘルス対策に関する計画書の策定と情報共有	5	3	0	医師などの専門職からの支援、外部サービス機関等を活用して、メンタルヘルス対策に関する計画を策定し実施して、取組をPDCAサイクルで行いましょう。 産業医の設置義務のない中小の事業所にも産業保健支援センター等の支援が受けられます。	○産業保健総合支援センターなど外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 ○厚生労働省の「こころの耳」働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトではメンタルヘルス対策の情報提供をしています。
	⑦ ストレスチェックの取り組み状況	5	3	0	労働安全衛生法に基づくストレスチェックを行い、その結果に基づき職場の集団分析と職場改善を行いましょう。	○産業保健総合支援センターなど外部サービスの情報提供を受けることができます。 ○当組合のホームページから、メンタルヘルス相談のコンテンツをご利用いただけます。また、専門のカウンセラーに職場での対処方法等について相談を受けることができます。 ○厚生労働省の「こころほっとライン」ではストレスチェック制度やメンタルヘルス不調などの相談に応じています。
	⑧ メンタルヘルスケアの取り組み	5	3	0	相談できる社内外の窓口を確保し従業員に周知、活用していますか？ 管理者を含む従業員に、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行いましょう。	○産業保健総合支援センターなど外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 ○健保連東京連合会が主催する「メンタルヘルスセミナー」（無料）に参加することができます。 ○当組合のDVD無料貸出し事業では、メンタルヘルスに関するDVDを多数そろえており、社内研修等にご利用いただけます。
	⑨ メンタルヘルス不調者への対応方針、休職後の職場復帰等の支援体制	5	3	0	不調を訴える従業員に対して、専門医への連携を確保しましょう。メンタルヘルス不調により休職した従業員に対する職場復帰支援プログラムを策定しましょう。	○厚生労働省「心の問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を参考にしましょう。

取組分野	質問	できている	概ねできている	できっていない	アドバイス	相談窓口／健康保険組合のサポート
過重労働防止	⑩ 過重労働防止対策に関する計画と情報共有	5	3	○	時間外労働削減に向けた計画を策定、実施して、取組状況を従業員に周知しましょう。	
	⑪ 時間外・休日労働時間に対する管理体制	5	3	○	管理者が従業員の労働時間を把握して、一定基準以上の勤務時間の従業員について業務軽減方策を検討する取組を行いましょう。	○厚生労働省のホームページから過重労働による健康障害防止対策に関するパンフレットをダウンロードすることができます。
	⑫ 月の時間外・休日労働時間が80時間を超える従業員に対する支援体制	5	3	○	従業員自らが時間外労働時間を把握できる仕組みがあり、80時間を超えた従業員に直接、医師への面接指導が案内できる取り組みや工夫をしましょう。	○厚生労働省HP職場の安全サイト 「安全衛生優良企業公表制度」 http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html ○当組合では過重労働に関するDVDを無料貸出しています。
	⑬ 年次有給休暇の取得促進	10	5	○	年次有給休暇の取得促進のため、計画的付与制度などの具体的なルールを設けて、実施しましょう。	
感染症予防対策	⑭ 従業員の感染症予防対策	5	3	○	従業員の感染症予防や感染者対策に関する環境を整えることで、欠勤、病休等を予防できます。	○予防接種を要する時間の出勤認定、感染者の出勤停止、感染症予防や感染拡大防止に向けた取り組みを実施しましょう。 ○東京都感染症情報センターHP http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/
	⑮ 経営者による健康経営・健康企業宣言の社内外への発信および経営者の健診受診状況	5	3	○	従業員の健康を経営課題としてとらえて取り組むためには、経営理念として健康経営を位置付けて、企業として健康経営を取り組むというメッセージを出すことが重要です。 また、設定した経営理念に基づいて、具体的に何をどのように実践していくのか、方針を立てて、社内で情報共有しましょう。	○チェックシートを活用して社内の課題解決に向けて、具体的な解決方法や方針を明文化して、社内で情報共有しましょう。 ○中小の事業所も産業保健総合支援センターなどの支援が受けられます。 ○産業保健総合支援センターなど外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 ○厚生労働省の安全プロジェクトに参加するなど、取り組みを見える化しましょう。
健康経営に関する取組み	⑯ 従業員の健康の保持・増進に関する計画策定および策定した計画に基づく実施	10	5	○	医師などの専門職からの支援、外部サービス機関等を活用して、従業員の健康の保持増進、安全衛生活動に積極的に取り組むために、計画を策定し、教育プログラムを実施しましょう。 また、計画等に基づいてPDCAサイクルで行い、改善を図りましょう。 「健康企業宣言」に基づく実施事項を確実に実施しましょう。 また、従業員と情報を共有して、反映させるため積極的に支援しましょう。	○産業医の設置義務のない中小の事業所も産業保健総合支援センターなどの支援が受けられます。 ○産業保健総合支援センターなど外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 ○厚生労働省の安全プロジェクトに参加するなど、取り組みを見える化しましょう。 ○Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すPDCAサイクルは、生産管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。継続的に改善を図りましょう。
合計点数		点		／100点 達成基準：合計点数80点以上 注) 設問④で該当者がいない事業所は、当該項目は取組み対象外となり、達成基準は合計点数72点以上となります。		